

荒川区 地域福祉計画

令和8年度 — 令和13年度

令和8年3月
荒川区

荒川区地域福祉計画の策定に当たって

近年、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加等により、地域社会の構造が大きく変化しています。このような変化に伴い、老々介護や介護と育児のダブルケア、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー等世帯が抱える課題は複雑かつ複合化しており、従来のような単一な行政分野による支援制度だけでは対応が難しい状況にあります。多様な背景から起こる課題に対し、行政だけで解決するには限界もあることから、地域全体で支え合いと連携による包括的な支援が不可欠となっております。

このような状況は本区においても同様であり、私はこういった課題を解決していくためには、区民や事業者の皆様と行政が連携を一層深め、地域や世代を“つなぐ”取組を推進していくことが大変重要であると考えております。

本区ではこれまでも、町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年委員、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人、各種ボランティア団体等、様々な団体や機関が自主的な活動を行う中で、地域の課題解決にも御協力を頂いておりました。

今後は、これらの基盤を活かしつつ、地域の皆様と行政とがより一層連携・協働して、包括的な支援体制を構築することを目指し、区の健康・福祉分野の上位計画として、地域保健福祉施策の理念や基本的な方向性、共通して取り組むべき事項を定めた「荒川区地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念を、「幾重ものつながりと支え合いで地域の力を育み、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせるまち あらかわ」と定め、地域の複雑化・複合化した課題の解決に資する施策に取り組んでまいります。

加えて、この計画が目指す「地域共生社会」の実現に向けましては、地域の皆様との連携が不可欠です。計画の内容を御理解いただき、地域を支える活動に積極的に御参加・御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をお寄せいただきました区民の皆様や関係団体の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。本計画を通じて、地域を支える皆様の力を集結し、誰もが安心して暮らせるまちを実現してまいります。

令和8年3月

荒川区長
滝口学



荒川区地域福祉計画

目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方	1
第 1 節 計画策定の背景・目的・趣旨	1
第 2 節 計画の位置付け	3
第 3 節 計画の期間	5
第 4 節 計画とSDGsとの関係	6
第 5 節 計画の進行管理	7
第 2 章 地域福祉を取り巻く状況	8
第 1 節 人口構造	8
第 2 節 各分野の対象者等の状況及び動向	12
第 3 節 荒川区政世論調査結果	20
第 4 節 荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査結果	22
第 3 章 基本理念と基本方針	24
第 1 節 基本理念	24
第 2 節 基本方針	24
第 3 節 荒川区における重層的支援体制について	27
第 4 章 各施策の方向性	33
基本方針 1 つなぎ支え合う地域づくり	33
基本方針 2 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり	59
基本方針 3 地域福祉を支える基盤づくり	95
資料編	103
1 パブリックコメントの実施結果	103
2 計画の策定経過	111
3 用語解説	115
(本文中に を付けた用語について解説しています。)	

